

# 主要な規制改革事項について

---



# クールジャパン分野の外国人材の活躍促進 《美容技術等の海外普及人材の育成》

- 日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進やインバウンド対応のため、日本の美容師免許を有する外国人材を受け入れる制度について、関係者の意見を聞きつつ、実現に向けて検討を行い、年内に結論を得る。

## 現状

外国人は日本の美容師免許を取得しても就労可能な在留資格に該当しないため、美容師として日本で就労することは不可



## 提案

公的な団体

管理・監督 ↓ ↑ 報告

美容に関する衛生管理、雇用等の知見を有する団体

管理・指導 →

← 報告



一定の要件を満たす美容所で実践経験

帰国後



日本の美容技術や文化を海外に発信する担い手に

# 《海外大学卒の留学生の就職活動継続の在留資格を認める特例措置》

- 優秀な外国人の日本企業就職の促進を図るため、海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の全国展開について、その運用状況等を踏まえながら検討し、令和2年度中に結論を得る。

## ●日本の大学・大学院等卒業の留学生

←----- 日本留学 ----->



卒業後  
就職活動延長・  
入社待ち可

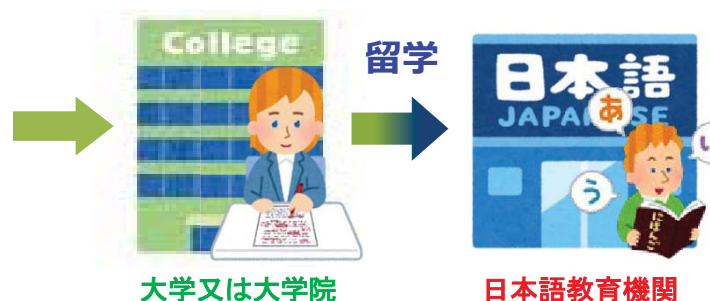
就職活動延長  
最大1年※

※地方自治体実施の就職支援  
事業に参加する場合は最大2年

入社待ち

## ●海外の大学・大学院卒業の留学生

←----- 海外 -----> ←----- 日本留学 ----->



現状

~~就職活動延長  
最大1年~~

卒業後  
就職活動延長不可により  
「帰国」又は「進学」

措置の内容

一定の要件の下、就職活  
動延長と入社待ちを認める

優秀な外国人材の  
日本企業就職の促進

海外の  
高校  
卒業

日本  
企業  
就職